

傍聴人の守るべき事項

(糸魚川市議会傍聴規則第7条)

傍聴人は、次の事項を守ってください。

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎ立てないこと。
- 3 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とう、えりまきの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の認可を得たときはこの限りでない。
- 5 飲食または喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- 7 携帯電話を使用しないこと。
- 8 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。